

主 文

被告人を懲役 1 2 年に処する。

未決勾留日数中 1 5 0 日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和 6 年 9 月 5 日午前 8 時頃、徳島県海部郡 a 町 b 番地 c 所在の駐車場において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で、普通乗用自動車（軽四）を発進させて運転を開始し、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、同日午前 8 時 3 4 分頃、同郡 d 町 e 番地先道路を a 町（北）方面から f 町（南）方面に向かい時速約 6 0 km で走行中、自車を対向車線に進出させ、折から対向進行してきた A（当時 8 6 歳）運転の普通乗用自動車右前部に自車右前部を衝突させ、よって、同人に左鎖骨下動脈損傷等の傷害を負わせ、同月 2 5 日午後 9 時 1 3 分頃、同県小松島市 g 町 h 番 B 病院において、同人を前記傷害に基づく急性腎障害による尿毒症により死亡させるとともに、同人運転車両同乗者 C（当時 8 0 歳）に全治まで約 6 か月間を要する多発肋骨骨折等の傷害を負わせたものである。

(量刑の理由)

被告人は、本件事故の前日に少なくとも約 1. 3 L もの日本酒を飲み、本件事故から約 4 0 分後の時点でも、基準値の 8 倍に当たる血液 1 mL 当たり 2. 4 mg もの高濃度のアルコールを身体に保有していた。そのような状態で、被告人は、通行量が少なくなく、カーブやトンネルが複数存在する国道を約 1 2. 8 km にわたって、蛇行運転を繰り返すなどしながら走行した挙げ句、最高速度を上回る時速約 6 0 km で対向車線にはみ出て、対向進行してきた被害車両の右前部に自車右前部を衝突させており、その運転が極めて危険なものであったことは、双方の車両が大破していることから明らかである。本件事故により、何ら落ち度のない被害車両の運転手

の命が奪われ、同乗者も重傷を負って、日常生活に支障が生じており、本件の結果が重大であることはいうまでもない。被害者らの娘は、父親の延命治療の中止という苦渋の選択をせざるを得なかったもので、飲酒して危険な運転をした被告人を許すことができないとして悲痛な心情を述べ、被告人に対して最大限の処罰を望んでいるのも当然といえる。また、被告人は、本件事故の前日にも、飲酒運転をした旨述べている上、翌日に通勤や仕事で自動車を運転することを認識しながら多量の飲酒をしており、このような経緯からは、被告人の交通安全に対する意識の低さが認められる。そうすると、被告人が飲酒後に就寝し、運転開始の直前まで飲酒していたわけではないことを踏まえても、被告人に対しては厳しい非難が妥当する。

10 なお、被告人は、運転開始時及び運転中、アルコールの影響があることの自覚はなく、蛇行運転をした記憶もない旨述べているが、被告人の血中アルコール濃度の高さや本件事故までの走行状況等に照らせば、アルコールの影響を感じなかったとか、無意識に蛇行運転を繰り返したとはおよそ考えられず、被告人は、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識していたものと認められる。

15 以上のような犯情に照らすと、本件は、同種事案（危険運転類型がアルコールのもの）の中で、相応に重い部類に属するものといえる。

20 続いて、一般情状をみると、被告人は、本件について認め、被害者らに対して謝罪の意を示し、今後は自動車を運転せず、断酒会に参加するなどして飲酒をやめることを約束するとともに、社会復帰後は働きながら被害弁償をしていきたい旨述べて、反省の態度を示している。一方で、被告人は任意保険に加入しておらず、被告人の資産状況等に照らすと、被害弁償の完済が現実的ではないなど、一般情状も全面的に被告人に有利に斟酌できるものばかりではない。

25 以上によれば、被告人に前科がないことなどの事情を考慮してもなお、被告人に対しては、求刑どおりの刑を科すことはやむを得ないと判断した。

（検察官の求刑：懲役１２年、弁護人の科刑意見：重くとも懲役１０年）

令和7年6月10日

徳島地方裁判所刑事部

裁判長裁判官

沖 敦 子

5

裁判官

細 包 寛 敏

裁判官

高 橋 か れ ん